

第一 第二 第三
十九地
れ十中
内閣總理大臣は、必安がめるときは、所要の地に、連絡調整
事務局と萬事務局の事務官が事務局にて連絡する。
中央長條は、一部を分掌させるため、その出張所を置く。
連絡定め。連絡事務局は連絡局、給調局及び雇用調整局にて就事務局に長官一人を置く。
連絡事務局に長官一人を置く。監督し、連絡調整事務局の職員を指揮監督し、連絡調整事務局の職員について必要な事項は、政令でこ
連絡事務局の組織の細目については、長官がこれを定め
連合國官憲との連絡に関連して各廳事務の統合調整に
則り、連絡事務局に連絡調整委員会を置くこととする。
この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行
す。この法律施行の際に設置する連絡調整地方事務局の出
張所は、次の通りとする。
横濱連絡調整事務局の出張所

九
立川本連出給張所事務局の出張所

第十四條 在に掲げる勅令は、これを廃止する。

第十五條 外務省官制の一部を次のように改正する。

に改めむる。第三條中「四局」を「五局」に改め、「管理局」の次に「特殊財産局」を加える。第七條中「事務並ニ」を「事務、」に改め、「外務大臣ノ指定期限内に「並ニ引揚ニ關スル事務」を加える。第八條 特殊財產局ニ於テハ既合國境高司令官ノ要求ニ基キ返還スベキ物件ノ調査、保管及處分其ノ他特殊財產ニ關スル事務ヲ掌ル。第十條 第八條を第九條とし、第九條を第十一條とし、第十條を第十二條とする。

日本占領ニ關スル記録ノ蒐集編纂並ニ研究ニ關スル事

裏面白紙

第
に十
第伴六ヶ長務
四う條部一ヲ
條法務人掌
を令昭ヲヲラ
削の和掌置シ
る整ニ堆クム
。堆十ス外ル
に十二年務烏
内省外務
一板官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承部
す法伴第二百三十九号へ内務省官制等廢止
る法伴の一の一部を次のよう改正する

等しに
のて連絡
必各給職
安懇請連理
か事金給
あ務事事
るの粉務田
。總局局
こ台てを
れ調改廢
か整直止
、にしし
こ関、
のす連内
法る合函
律事函總
案務官理
をて意大
提所と臣
出草のの
するせ連管
し給理の下
理め及びに
由るびに、
でここれに、
あるとこれに
。すと開ら
る連た

諒解事項 外務省

今般松戦連絡中央事務局は解消される事となつたが、將來連合國との間に平和條約締結せられた後ににおいては平和條約に規定せらるる諸條項の実施に因連する連合國側との折衝及び連合國により設置を予想せられる対日監視機構との交渉、連絡等の涉外事務は、外父一元化の主旨に従い外務省において統一的に処理するものとする。